

ひきこもり自立支援基本法の制定を求める意見書

令和 6 年 9 月 24 日提出

提出者 観音寺市議会文教民生委員会
委員長 詫 間 茂

(提案理由)

ひきこもり状態にある人は、15 歳から 64 歳までの年齢層の約 2 % の 146 万人に及ぶと推計されており、若年層から中高年層までの幅広い世代のニーズに対応した支援が求められますが、現時点でひきこもり自立支援に特化した法律は制定されていません。

このような状況を踏まえ、ひきこもり自立支援に特化した法制度を設け、支援体制等を明文化し、年齢や所得の状況にかかわらず、全国どこでも必要な支援を受けることができるよう国において、ひきこもり自立支援基本法を制定することを求めます。

ひきこもり自立支援基本法の制定を求める意見書

令和5年3月に、内閣府が公表した「こども・若者の意識と生活に関する調査」の結果では、ひきこもり状態にある人は15歳から64歳までの年齢層の約2%の146万人に及ぶと推計されており、若年層から中高年層までの幅広い世代のニーズに対応した支援が求められています。現時点では、ひきこもり自立支援に特化した法律は制定されていません。

ひきこもり自立支援に関係した法整備としては、平成22年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」がありますが、対象が若者世代に限られているほか、平成27年に施行された「生活困窮者自立支援法」では、支援の対象者を「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に限定していることから、それぞれの法のはざままで支援を受けることができないケースが生じています。

また、国はひきこもり支援の核として、令和4年度から相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を開始したものの、その実施は一部の市区町村にとどまっており、自治体間での格差が生じています。

よって、国においては、このような状況を踏まえ、ひきこもりを社会全体で取り組むべき重要な課題として捉え、ひきこもり自立支援に特化した法制度を設け、支援体制等を明文化し、年齢や所得の状況にかかわらず、誰もが全国どこでも必要な支援を受けることができるよう、ひきこもり自立支援基本法を制定することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月24日

香川県観音寺市議会